

(公財) 旭川市スポーツ協会加盟団体等助成事業実施要綱

1 目的

旭川市スポーツ協会の加盟団体及び旭川市内に事務所を有するスポーツ団体（以下「加盟団体等」という）の事業に対し助成を行うことにより、本市の体育・スポーツの普及と振興を図ることを目的とします。

2 事業主体

加盟団体等（旭川市スポーツ協会加盟団体及び旭川市内に事務所を有するスポーツ団体）

3 共催

事業実施に際しては、当該加盟団体等と（公財）旭川市スポーツ協会の共催事業とします。

4 期間

当該年度内（4月1日～翌年3月31日）

5 助成対象事業

(1) 市民（小・中・高校生を含む）を対象とするスポーツ教室・講習会・大会とします。

(2) 平成25年度以降の新規事業とします。

(※ただし、当該助成事業の対象となった初年度から最大3年間を対象事業とすることができます。)

(3) 加盟団体等の登録会員のみを対象とするスポーツ教室、講習会、大会は対象外とします。

(4) 事業実施に際して、広く募集・PRを行う事業とします。

(5) 他の公的機関から助成金等を受けていない事業とします。

6 助成金額

(1) 一事業当たりの助成金は、30,000円を限度とします。

(2) 助成額は、事業費の1/2（50%）以内とします。

7 実施方法

(1) 事業申請

事業助成を受けようとする加盟団体等は、事業計画書（様式2）及び収支予算書（様式3）を旭川市スポーツ協会（以下、「本協会」という）に提出してください。

(2) 審査

本協会の普及委員会において事業内容の審査を行い、加盟団体等へ通知します。

(3) 交付決定（内定）通知

本協会は、上記（2）に基づき助成額を決定（内定）し加盟団体等に通知します。

(4) 交付申請

加盟団体等は、交付決定通知に従い改めて、助成金交付申請書（様式1）、事業計画書（様式2）、収支予算書（様式3）及び実施要項を本協会へ提出してください。

(5) 実施状況の調査及び視察

本協会は、必要に応じて実施状況の聞き取り及び視察をします。

(6) 事業報告

加盟団体等は、事業終了後1ヶ月以内に報告書（様式4）、事業報告書（様式5）及び収支決算書（様式6）を本協会へ提出してください。なお、支出に伴う領収書（コピー可）を添付願います。

対象経費等について

科目		内 容
収入の部	助成金	旭川市スポーツ協会助成金
	負担金	参加料等
	協賛金	企業等協賛金
支出の部	諸謝金	指導者謝金、講師謝礼
	旅費	交通費、宿泊費（指導者、講師に関わる）
	需用費	事務用消耗品
		用具消耗品（ユニホーム等は不可）
		参加賞
	役務費	印刷製本費、通信運搬費、傷害保険料など
	使用料及び賃借料	会場使用料、会議室使用料、貸し切りバス代

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。